

栃木県減災対策協議会規約(案)

(名称)

第1条 この協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、次の各号に掲げるものを目的とする。

- (1) 栃木県内の一級河川における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害や土砂災害警戒区域等における土石流やがけ崩れなどの土砂災害に備え、河川管理者、県、市、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、各河川の流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。
- (2) 近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、県内の各流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

(協議会の対象河川等)

第3条 協議会の対象河川等は、栃木県が管理する一級河川及びその流域、並びに栃木県知事が指定する土砂災害警戒区域等とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 3 協議会の議長は、会長があたる。
- 4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表2にある機関をオブザーバーとする。
- 5 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 6 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げるものを実施する。

- (1) 水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防・土砂災害防止活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有
- (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) 県内各流域で行う流域治水の共有及び検討
- (5) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「栃木県流域治水プロジェクト」の策定・公表及びフォローアップ
- (6) その他、水防災意識社会の構築、減災対策及び流域治水に関して必要な事項

(幹事会の設置)

第6条 協議会の円滑な運営と情報交換等を行うため、**減災対策幹事会及び流域治水幹事会**を置く。

- 2 **減災対策幹事会は、前条第1項第1号から第3号及び第6号、流域治水幹事会は、前条第1項第4号から第6号について協議する。**
- 3 **各幹事会は、別表3及び別表5の職にある者をもって構成する。**
- 4 **会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。**
- 5 **幹事会の議長は、会長があたる。**
- 6 **情報提供や技術的助言を受けるため、別表4及び別表6にある機関をオブザーバーとする。**
- 7 **幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。**
- 8 **幹事会で協議した結果については、会長が協議会へ報告する。**
- 9 **事務局は、第3項によるもののほか、必要に応じて別表3及び別表5の職にある者以外の者の参加を求めることができる。**

(減災対策検討会の設置)

第7条 流域の実情に応じた取組の検討を行うため、利根川上流域**減災対策検討会**、渡良瀬川流域**減災対策検討会**、鬼怒川・小貝川上流域**減災対策検討会**及び久慈川・那珂川流域**減災対策検討会**を置く。

- 2 **各減災対策検討会の対象河川は、別表7に示す河川とし、土砂災害防止に関する対象区域は、別表7の河川流域内にある土砂災害警戒区域等とする。**
- 3 **減災対策検討会は、別表8の職にある者をもって構成する。**
- 4 **全ての減災対策検討会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、減災対策検討会長に事故があるときは、減災対策検討会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。**
- 5 **減災対策検討会の議長は、減災対策検討会長があたる。**
- 6 **情報提供や技術的助言を受けるため、各減災対策検討会に別表9にある機関をオブザーバーとする。**
- 7 **減災対策検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。**
- 8 **減災対策検討会で協議した結果については、減災対策検討会長が減災対策幹事会へ報告する。**
- 9 **事務局は、第3項によるもののほか、必要に応じて別表8の職にある者以外の者の参加を求めることができる。**

(流域治水検討会の設置)

第8条 流域治水対策に係る県施策の検討等を行うため、**流域治水検討会**を置く。

- 2 **流域治水検討会は、別表10の職にある者をもって構成する。**
- 3 **流域治水検討会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、流域治水検討会長に事故があるときは、流域治水検討会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。**
- 4 **流域治水検討会の議長は、流域治水検討会長があたる。**
- 5 **流域治水検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。**
- 6 **流域治水検討会で協議した結果については、流域治水検討会長が流域治水幹事会へ**

報告する。

7 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表10の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第9条 本協議会、各幹事会及び各検討会の事務局を栃木県県土整備部河川課に置く。

2 事務局長は県土防災対策班長とする。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる場合においては、この限りではない。

2 各幹事会及び各検討会は非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については、原則として公表するものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第13条 この規約は、平成30年 5月30日から施行する。

2 この規約の施行に伴い、平成29年10月1日施行の「利根川上流域栃木県減災対策協議会規約」、「渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会規約」、「鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会規約」及び「久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会規約」は廃止する。

3 この規約は、令和元(2019)年 5月31日から施行する。

4 この規約は、令和2(2020)年 6月15日から施行する。

5 この規約は、令和3(2021)年 5月 日から施行する。

別表1【協議会構成員】

栃木県知事	野木町長
宇都宮市長	塩谷町長
足利市長	高根沢町長
栃木市長	那須町長
佐野市長	那珂川町長
鹿沼市長	栃木県 県土整備部長
日光市長	栃木県 県民生活部 危機管理課長
小山市長	栃木県 県土整備部 河川課長
真岡市長	栃木県 県土整備部 砂防水資源課長
大田原市長	栃木県 宇都宮土木事務所長
矢板市長	栃木県 鹿沼土木事務所長
那須塩原市長	栃木県 日光土木事務所長
さくら市長	栃木県 真岡土木事務所長
那須烏山市長	栃木県 栃木土木事務所長
下野市長	栃木県 矢板土木事務所長
上三川町長	栃木県 大田原土木事務所長
益子町長	栃木県 烏山土木事務所長
茂木町長	栃木県 安足土木事務所長
市貝町長	気象庁 宇都宮地方气象台長
芳賀町長	
壬生町長	

別表2【協議会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局	利根川上流河川事務所
国土交通省 関東地方整備局	渡良瀬川河川事務所
国土交通省 関東地方整備局	下館河川事務所
国土交通省 関東地方整備局	鬼怒川ダム統管理事務所
国土交通省 関東地方整備局	常陸河川国道事務所
国土交通省 関東地方整備局	日光砂防事務所
独立行政法人水資源機構	思川開発建設所

別表3【減災対策幹事会構成員】

宇都宮市	行政経営部	危機管理課長	野木町	総合政策部	総務課長
足利市	総務部	危機管理課長	塩谷町	総務課長	
栃木市	総合政策部	危機管理課長	高根沢町	地域安全課長	
佐野市	行政経営部	危機管理課長	那須町	総務課長	
鹿沼市	総合政策部	危機管理課長	那珂川町	総務課長	
日光市	企画総務部	総務課長	栃木県	県民生活部	危機管理課長補佐
小山市	消防本部	危機管理課長	栃木県	県土整備部	河川課長補佐
真岡市	市民生活部	暮らし安全課長	栃木県	県土整備部	砂防水資源課長補佐
大田原市	総合政策部	危機管理課長	栃木県	宇都宮土木事務所	次長
矢板市	市民生活部	危機管理監	栃木県	鹿沼土木事務所	次長
那須塩原市	総務部	総務課長	栃木県	日光土木事務所	次長
さくら市	総合政策部	総務課長	栃木県	真岡土木事務所	次長
那須烏山市	総務課長		栃木県	栃木土木事務所	次長
下野市	市民生活部	安全安心課長	栃木県	矢板土木事務所	次長
上三川町	総務課長		栃木県	大田原土木事務所	次長
益子町	総務部	総務課長	栃木県	烏山土木事務所	次長
茂木町	総務課長		栃木県	安足土木事務所	次長
市貝町	総務課長		気象庁	宇都宮地方気象台	防災管理官
芳賀町	総務企画部	総務課長			
壬生町	総務部	総務課長			

別表4【減災対策幹事会オブザーバー】

国土交通省	関東地方整備局	利根川上流河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	渡良瀬川河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	下館河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	鬼怒川ダム統合管理事務所
国土交通省	関東地方整備局	常陸河川国道事務所
国土交通省	関東地方整備局	日光砂防事務所
独立行政法人水資源機構	思川開発建設所	

別表5【流域治水幹事会構成員】

宇都宮市 建設部 河川課長	塩谷町 建設水道課長
足利市 都市建設部 道路河川保全課長	高根沢町 都市整備課長
栃木市 都市建設部 道路河川整備課 治水対策室長	那須町 建設課長
佐野市 都市建設部 道路河川課長	那珂川町 建設課長
鹿沼市 都市建設部 維持課長	栃木県 総合政策部 総合政策課長補佐
日光市 建設部 維持管理課長	栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐
小山市 建設水道部 治水対策課長	栃木県 環境森林部 林業木材産業課長補佐
真岡市 建設部 建設課長	栃木県 環境森林部 森林整備課長補佐
大田原市 建設水道部 道路課長	栃木県 農政部 農村振興課長補佐
矢板市 経済建設部長	栃木県 農政部 農地整備課長補佐
那須塩原市 建設部 道路課長	栃木県 県土整備部 河川課長補佐
さくら市 建設部 建設課長	栃木県 県土整備部 都市計画課長補佐
那須烏山市 都市建設課長	栃木県 宇都宮土木事務所 次長
下野市 建設水道部 建設課長	栃木県 鹿沼土木事務所 次長
上三川町 都市建設課長	栃木県 日光土木事務所 次長
益子町 産業建設部 建設課長	栃木県 真岡土木事務所 次長
茂木町 建設課長	栃木県 栃木土木事務所 次長
市貝町 建設課長	栃木県 矢板土木事務所 次長
芳賀町 建設産業部 建設課長	栃木県 大田原土木事務所 次長
壬生町 建設部 建設課長	栃木県 烏山土木事務所 次長
野木町 産業建設部 都市整備課長	栃木県 安足土木事務所 次長

別表6【流域治水幹事会オブザーバー】

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所
 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所
 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所
 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所
 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所
 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所
 独立行政法人水資源機構 思川開発建設所

別表7【各減災対策検討会の対象河川】

○利根川上流域

思川及びその支川、与良川、巴波川及びその支川、江川、蓮花川、西仁連川

○渡良瀬川流域

三杉川、秋山川及びその支川、菊沢川、菊沢川放水路、歳川、姥川、矢場川、旗川及びその支川、袋川及びその支川、蓮台寺川及びその支川、松田川及びその支川、小俣川、清水川、渡良瀬川及びその支川

○鬼怒川・小貝川上流域

田川及びその支川、江川及びその支川、江川放水路、西鬼怒川、松川、清水川、鬼怒川及びその支川、小貝川及びその支川、五行川及びその支川

○久慈川・那珂川流域

押川及びその支川、逆川及びその支川、八反田川、木須川及びその支川、解石川、荒川及びその支川、空沢川、清水川、大沢川、中山川、富山川及びその支川、城間川、武茂川及びその支川、谷田川、権津川、小口川、箒川及びその支川、那珂川及びその支川

別表8【減災対策検討会構成員】

○利根川上流域

宇都宮市	行政経営部	危機管理課長	栃木県	県民生活部	危機管理課長補佐
栃木市	総合政策部	危機管理課長	栃木県	県土整備部	河川課長補佐
佐野市	行政経営部	危機管理課長	栃木県	県土整備部	砂防水資源課長補佐
鹿沼市	総合政策部	危機管理課長	栃木県	宇都宮土木事務所	次長
日光市	企画総務部	総務課長	栃木県	鹿沼土木事務所	次長
小山市	消防本部	危機管理課長	栃木県	日光土木事務所	次長
下野市	市民生活部	安全安心課長	栃木県	栃木土木事務所	次長
上三川町	総務課長		栃木県	安足土木事務所	次長
壬生町	総務部	総務課長	気象庁	宇都宮地方气象台	防災管理官
野木町	総合政策部	総務課長			

○渡良瀬川流域

足利市 総務部 危機管理課長
栃木県 総合政策部 危機管理課長
佐野市 行政経営部 危機管理課長
日光市 企画総務部 総務課長

栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐
栃木県 県土整備部 河川課長補佐
栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐
栃木県 日光土木事務所 次長
栃木県 栃木土木事務所 次長
栃木県 安足土木事務所 次長
気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官

○鬼怒川・小貝川上流域

宇都宮市 行政経営部 危機管理課長
日光市 企画総務部 総務課長
小山市 消防本部 危機管理課長
真岡市 市民生活部 暮らし安全課長
さくら市 総合政策部 総務課長
那須烏山市 総務課長
下野市 市民生活部 安全安心課長
上三川町 総務課長
益子町 総務部 総務課長
市貝町 総務課長
芳賀町 総務企画部 総務課長
塩谷町 総務課長
高根沢町 地域安全課長

栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐
栃木県 県土整備部 河川課長補佐
栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐
栃木県 宇都宮土木事務所 次長
栃木県 日光土木事務所 次長
栃木県 真岡土木事務所 次長
栃木県 栃木土木事務所 次長
栃木県 矢板土木事務所 次長
栃木県 烏山土木事務所 次長
気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官

○久慈川・那珂川流域

大田原市 総合政策部 危機管理課長
矢板市 市民生活部 危機管理監
那須塩原市 総務部 総務課長
さくら市 総合政策部 総務課長
那須烏山市 総務課長
茂木町 総務課長
市貝町 総務課長
塩谷町 総務課長
那須町 総務課長
那珂川町 総務課長

栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐
栃木県 県土整備部 河川課長補佐
栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐
栃木県 真岡土木事務所 次長
栃木県 矢板土木事務所 次長
栃木県 大田原土木事務所 次長
栃木県 烏山土木事務所 次長
気象庁 宇都宮地方气象台 防災管理官

別表9【減災対策検討会オブザーバー】

○利根川上流域

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所
独立行政法人水資源機構 思川開発建設所

○渡良瀬川流域

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所

○鬼怒川・小貝川上流域

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所
国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所

○久慈川・那珂川流域

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所

別表10【流域治水検討会構成員】

栃木県 総合政策部 総合政策課長補佐	栃木県 県土整備部 監理課長補佐
栃木県 総合政策部 地域振興課長補佐	栃木県 県土整備部 技術管理課長補佐
栃木県 経営管理部 財政課長補佐	栃木県 県土整備部 交通政策課長補佐
栃木県 経営管理部 管財課長補佐	栃木県 県土整備部 道路整備課長補佐
栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐	栃木県 県土整備部 道路保全課長補佐
栃木県 県民生活部 消防防災課長補佐	栃木県 県土整備部 河川課長補佐
栃木県 環境森林部 気候変動対策課長補佐	栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐
栃木県 環境森林部 林業木材産業課長補佐	栃木県 県土整備部 都市計画課長補佐
栃木県 環境森林部 森林整備課長補佐	栃木県 県土整備部 都市整備課長補佐
栃木県 保健福祉部 保健福祉課長補佐	栃木県 県土整備部 建築課長補佐
栃木県 保健福祉部 医療政策課長補佐	栃木県 県土整備部 住宅課長補佐
栃木県 保健福祉部 高齢対策課長補佐	栃木県 企業局 地域整備課長補佐
栃木県 保健福祉部 障害福祉課長補佐	栃木県 企業局 電気課長補佐
栃木県 保健福祉部 こども政策課長補佐	栃木県 教育委員会事務局 総務課長補佐
栃木県 産業労働観光部 産業政策課長補佐	栃木県 教育委員会事務局 施設課長補佐
栃木県 農政部 農政課長補佐	栃木県 教育委員会事務局 学校安全課長補佐
栃木県 農政部 農村振興課長補佐	
栃木県 農政部 農地整備課長補佐	

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">栃木県減災対策協議会規約(案)</p> <p>(名称) 第1条 この協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、次の各号に掲げるものを目的とする。 (1) 栃木県内の一級河川における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害や土砂災害警戒区域等における土石流やがけ崩れなどの土砂災害に備え、河川管理者、県、市、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、各河川の流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する。 (2) 近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、県内の各流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。</p> <p>(協議会の対象河川等) 第3条 協議会の対象河川等は、栃木県が管理する一級河川及びその流域、並びに栃木県知事が指定する土砂災害警戒区域等とする。</p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。 3 協議会の議長は、会長があたる。 4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表2にある機関をオブザーバーとする。 5 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 6 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表1の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第5条 協議会は、次の各号に掲げるものを実施する。 (1) 水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組状況の共有 (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防・土砂災害防止活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有 (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ (4) 県内各流域で行う流域治水の共有及び検討 (5) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「栃木県流域治水プロジェクト」の策定・公表及びフォローアップ (6) その他、水防災意識社会の構築、減災対策及び流域治水に関して必要な事項</p>	<p style="text-align: center;">栃木県減災対策協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 この協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、栃木県内の一級河川における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害や土砂災害警戒区域等における土石流やがけ崩れなどの土砂災害に備え、河川管理者、県、市、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、各河川の流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>(協議会の対象河川等) 第3条 協議会の対象河川等は、別表1に示す栃木県知事が指定する洪水予報河川及び水位周知河川、その他栃木県が管理する一級河川、並びに栃木県知事が指定する土砂災害警戒区域等とする。</p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。 3 情報提供や技術的助言を受けるため、別表3にある機関をオブザーバーとする。 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 5 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項) 第5条 協議会は、次の各号に掲げるものを実施する。 (1) 水害・土砂災害リスク情報や減災に係る取組状況の共有 (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防・土砂災害防止活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有 (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ (4) その他、水防災意識社会の構築及び減災対策に関して必要な事項</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(削除・追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更・追加)</p>

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(<u>幹事会</u>の設置)</p> <p>第6条 協議会の円滑な運営と情報交換等を行うため、<u>減災対策幹事会及び流域治水幹事会</u>を置く。</p> <p><u>2 減災対策幹事会は、前条第1項第1号から第3号及び第6号、流域治水幹事会は、前条第1項第4号から第6号について協議する。</u></p> <p><u>3 各幹事会</u>は、別表<u>3及び別表5</u>の職にある者をもって構成する。</p> <p><u>4 会長</u>は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p><u>5 幹事会の議長は、会長が当たる。</u></p> <p><u>6 情報提供や技術的助言</u>を受けるため、別表<u>4及び別表6</u>にある機関をオブザーバーとする。</p> <p><u>7 各幹事会</u>の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p><u>8 各幹事会</u>で協議した結果については、会長が協議会へ報告する。</p> <p><u>9 事務局</u>は、第<u>3</u>項によるもののほか、必要に応じて別表<u>3及び別表5</u>の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p>	<p>(<u>連絡会</u>の設置)</p> <p>第6条 協議会の円滑な運営と情報交換等を行うため、<u>連絡会</u>を置く。</p> <p><u>2 連絡会</u>は、別表<u>4</u>の職にある者をもって構成する。</p> <p><u>3 会長</u>は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p><u>4 情報提供や技術的助言</u>を受けるため、別表<u>5</u>にある機関をオブザーバーとする。</p> <p><u>5 連絡会</u>の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p><u>6 連絡会</u>で協議した結果については、会長が協議会へ報告する。</p> <p><u>7 事務局</u>は、第<u>2</u>項によるもののほか、必要に応じて別表<u>4</u>の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更・追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更・追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更・追加)</p>
<p>(<u>減災対策検討会</u>の設置)</p> <p>第7条 流域の実情に応じた取組の検討を行うため、利根川上流域<u>減災対策検討会</u>、渡良瀬川流域<u>減災対策検討会</u>、鬼怒川・小貝川上流域<u>減災対策検討会</u>及び久慈川・那珂川流域<u>減災対策検討会</u>を置く。</p> <p><u>2 各減災対策検討会</u>の対象河川は、別表<u>7</u>に示す河川とし、土砂災害防止に関する対象区域は、別表<u>7</u>の河川流域内にある土砂災害警戒区域等とする。</p> <p><u>3 減災対策検討会</u>は、別表<u>8</u>の職にある者をもって構成する。</p> <p><u>4 全ての減災対策検討会長</u>は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、<u>減災対策検討会長</u>に事故があるときは、<u>減災対策検討会長</u>があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p><u>5 減災対策検討会の議長は、減災対策検討会長が当たる。</u></p> <p><u>6 情報提供や技術的助言</u>を受けるため、各<u>減災対策検討会</u>に別表<u>9</u>にある機関をオブザーバーとする。</p> <p><u>7 減災対策検討会</u>の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p><u>8 減災対策検討会</u>で協議した結果については、<u>減災対策検討会長</u>が<u>減災対策幹事会</u>へ報告する。</p> <p><u>9 事務局</u>は、第<u>3</u>項によるもののほか、必要に応じて別表<u>8</u>の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p>	<p>(<u>流域部会</u>の設置)</p> <p>第7条 流域の実情に応じた取組の検討を行うため、利根川上流域<u>部会</u>、渡良瀬川流域<u>部会</u>、鬼怒川・小貝川上流域<u>部会</u>及び久慈川・那珂川流域<u>部会</u>を置く。</p> <p><u>2 各流域部会</u>の対象河川は、別表<u>6</u>に示す河川とし、土砂災害防止に関する対象区域は、別表<u>6</u>の河川流域内にある土砂災害警戒区域等とする。</p> <p><u>3 流域部会</u>は、別表<u>7</u>の職にある者をもって構成する。</p> <p><u>4 全ての部会長</u>は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、<u>部会長</u>に事故があるときは、<u>部会長</u>があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p><u>5 情報提供や技術的助言</u>を受けるため、各<u>流域部会</u>に別表<u>8</u>にある機関をオブザーバーとする。</p> <p><u>6 流域部会</u>の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p><u>7 流域部会</u>で協議した結果については、<u>部会長</u>が<u>協議会</u>へ報告する。</p> <p><u>8 事務局</u>は、第<u>2</u>項によるもののほか、必要に応じて別表<u>7</u>の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>(<u>流域治水検討会</u>の設置)</p> <p>第8条 <u>流域治水対策に係る県施策の検討等を行うため、流域治水検討会</u>を置く。</p> <p><u>2 流域治水検討会</u>は、別表<u>10</u>の職にある者をもって構成する。</p> <p><u>3 流域治水検討会長</u>は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、<u>流域治水検討会長</u>に事故があるときは、<u>流域治水検討会長</u>があらかじめ指名する者がその職務を代理する。</p> <p><u>4 流域治水検討会の議長は、流域治水検討会長が当たる。</u></p> <p><u>5 流域治水検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</u></p>		<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>6 流域治水検討会で協議した結果については、流域治水検討会長が流域治水幹事会へ報告する。</u></p> <p><u>7 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表10の職にある者以外の者の参加を求めることができる。</u></p> <p>(事務局) 第9条 本協議会、<u>各幹事会</u>及び<u>各検討会</u>の事務局を栃木県県土整備部河川課に置く。</p> <p>2 事務局長は県土防災対策班長とする。</p> <p>(会議の公開) 第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる場合においては、この限りではない。</p> <p>2 <u>各幹事会</u>及び<u>各検討会</u>は非公開とする。</p> <p>(協議会資料等の公表) 第11条 協議会に提出された資料等については、原則として公表するものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(雑則) 第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則) 第13条 この規約は、平成30年 5月30日から施行する。</p> <p>2 この規約の施行に伴い、平成29年10月1日施行の「利根川上流域栃木県減災対策協議会規約」、「渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会規約」、「鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会規約」及び「久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会規約」は廃止する。</p> <p>3 この規約は、令和元(2019)年 5月31日から施行する。</p> <p>4 この規約は、令和2(2020)年 6月15日から施行する。</p> <p><u>5 この規約は、令和3(2021)年 5月 日から施行する。</u></p>	<p>(事務局) 第8条 本協議会、<u>連絡会</u>及び<u>各流域部会</u>の事務局を栃木県県土整備部河川課<u>及び砂防水資源課</u>に置く。</p> <p>2 事務局長は県土防災対策班長とする。</p> <p>(会議の公開) 第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる場合においては、この限りではない。</p> <p>2 <u>連絡会</u>及び<u>各流域部会</u>は非公開とする。</p> <p>(協議会資料等の公表) 第10条 協議会に提出された資料等については、原則として公表するものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(雑則) 第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>(附則) 第12条 この規約は、平成30年 5月30日から施行する。</p> <p>2 この規約の施行に伴い、平成29年10月1日施行の「利根川上流域栃木県減災対策協議会規約」、「渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会規約」、「鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会規約」及び「久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会規約」は廃止する。</p> <p>3 この規約は、令和元(2019)年 5月31日から施行する。</p> <p>4 この規約は、令和2(2020)年 6月15日から施行する。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
	<p>別表1【対象河川】</p> <p>○<u>洪水予報河川</u> <u>思川、黒川、姿川、永野川、秋山川、袋川、田川、小貝川、五行川、那珂川、余笹川、</u> <u>簗川、蛇尾川、荒川、逆川</u></p> <p>○<u>水位周知河川</u> <u>巴波川、五行川、旗川、内川</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>別表1【協議会構成員】</p> <p>栃木県知事 壬生町長 宇都宮市長 野木町長 足利市長 塩谷町長 栃木市長 高根沢町長 佐野市長 那須町長 鹿沼市長 那珂川町長 日光市長 栃木県 県土整備部長 小山市長 栃木県 県民生活部 危機管理課長 真岡市長 栃木県 県土整備部 河川課長 大田原市長 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長 矢板市長 栃木県 宇都宮土木事務所長 那須塩原市長 栃木県 鹿沼土木事務所長 さくら市長 栃木県 日光土木事務所長 那須烏山市長 栃木県 真岡土木事務所長 下野市長 栃木県 栃木土木事務所長 上三川町長 栃木県 矢板土木事務所長 益子町長 栃木県 大田原土木事務所長 茂木町長 栃木県 烏山土木事務所長 市貝町長 栃木県 安足土木事務所長 芳賀町長 気象庁 宇都宮地方気象台長</p>	<p>別表2【協議会構成員】</p> <p>栃木県知事 壬生町長 宇都宮市長 野木町長 足利市長 塩谷町長 栃木市長 高根沢町長 佐野市長 那須町長 鹿沼市長 那珂川町長 日光市長 栃木県 県土整備部長 小山市長 栃木県 県民生活部 危機管理課長 真岡市長 栃木県 県土整備部 河川課長 大田原市長 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長 矢板市長 栃木県 宇都宮土木事務所長 那須塩原市長 栃木県 鹿沼土木事務所長 さくら市長 栃木県 日光土木事務所長 那須烏山市長 栃木県 真岡土木事務所長 下野市長 栃木県 栃木土木事務所長 上三川町長 栃木県 矢板土木事務所長 益子町長 栃木県 大田原土木事務所長 茂木町長 栃木県 烏山土木事務所長 市貝町長 栃木県 安足土木事務所長 芳賀町長 気象庁 宇都宮地方気象台長</p>	<p>(変更)</p>
<p>別表2【協議会オブザーバー】</p> <p>国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所 独立行政法人水資源機構 思川開発建設所</p>	<p>別表3【協議会オブザーバー】</p> <p>国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所 独立行政法人水資源機構 思川開発建設所</p>	<p>(変更)</p>

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>別表3【減災対策幹事会 構成員】</p> <p>宇都宮市 行政経営部 危機管理課長 足利市 総務部 危機管理課長 栃木市 総合政策部 危機管理課長 佐野市 行政経営部 危機管理課長 鹿沼市 総合政策部 危機管理課長 日光市 企画総務部 総務課長 小山市 消防本部 危機管理課長 真岡市 市民生活部 <u>くらし安全</u>課長 大田原市 総合政策部 危機管理課長 矢板市 市民生活部 危機管理監 那須塩原市 総務部 総務課長 さくら市 総合政策部 総務課長 那須烏山市 総務課長 下野市 市民生活部 安全安心課長 上三川町 総務課長 益子町 総務部 総務課長 茂木町 総務課長 市貝町 総務課長 芳賀町 総務企画部 総務課長 壬生町 総務部 総務課長</p>	<p>別表4【連絡会 構成員】</p> <p>宇都宮市 行政経営部 危機管理課長 足利市 総務部 危機管理課長 栃木市 総務部 危機管理課長 佐野市 行政経営部 危機管理課長 鹿沼市 総務部 危機管理課長 日光市 企画総務部 総務課長 小山市 消防本部 危機管理課長 真岡市 市民生活部 <u>市民生活</u>課長 大田原市 総合政策部 危機管理課長 矢板市 市民生活部 <u>危機対策班長</u> 那須塩原市 総務部 総務課長 さくら市 総合政策部 総務課長 那須烏山市 総務課長 下野市 市民生活部 安全安心課長 上三川町 総務課長 益子町 総務部 総務課長 茂木町 総務課長 市貝町 総務課長 芳賀町 総務企画部 総務課長 壬生町 総務部 総務課長</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>別表4【減災対策幹事会 オブザーバー】</p> <p>国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所 独立行政法人水資源機構 思川開発建設所</p>	<p>別表5【連絡会 オブザーバー】</p> <p>国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所 独立行政法人水資源機構 思川開発建設所</p>	<p>(変更)</p>

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<u>別表5【流域治水幹事会構成員】</u>		(追加)
宇都宮市 建設部 河川課長	塩谷町 建設水道課長	(追加)
足利市 都市建設部 道路河川保全課長	高根沢町 都市整備課長	(追加)
栃木市 都市建設部 道路河川整備課	那須町 建設課長	(追加)
治水対策室長	那珂川町 建設課長	(追加)
佐野市 都市建設部 道路河川課長	栃木県 総合政策部 総合政策課長補佐	(追加)
鹿沼市 都市建設部 維持課長	栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐	(追加)
日光市 建設部 維持管理課長	栃木県 環境森林部 林業木材産業課長補佐	(追加)
小山市 建設水道部 治水対策課長	栃木県 環境森林部 森林整備課長補佐	(追加)
真岡市 建設部 建設課長	栃木県 農政部 農村振興課長補佐	(追加)
大田原市 建設水道部 道路課長	栃木県 農政部 農地整備課長補佐	(追加)
矢板市 経済建設部長	栃木県 県土整備部 河川課長補佐	(追加)
那須塩原市 建設部 道路課長	栃木県 県土整備部 都市計画課長補佐	(追加)
さくら市 建設部 建設課長	栃木県 宇都宮土木事務所 次長	(追加)
那須烏山市 都市建設課長	栃木県 鹿沼土木事務所 次長	(追加)
下野市 建設水道部 建設課長	栃木県 日光土木事務所 次長	(追加)
上三川町 都市建設課長	栃木県 真岡土木事務所 次長	(追加)
益子町 産業建設部 建設課長	栃木県 栃木土木事務所 次長	(追加)
茂木町 建設課長	栃木県 矢板土木事務所 次長	(追加)
市貝町 建設課長	栃木県 大田原土木事務所 次長	(追加)
芳賀町 建設産業部 建設課長	栃木県 烏山土木事務所 次長	(追加)
壬生町 建設部 建設課長	栃木県 安足土木事務所 次長	(追加)
野木町 産業建設部 都市整備課長		(追加)
<u>別表6【流域治水幹事会オブザーバー】</u>		(追加)
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所		(追加)
国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所		(追加)
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所		(追加)
国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所		(追加)
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所		(追加)
国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所		(追加)
独立行政法人水資源機構 思川開発建設所		(追加)

栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考																																								
<p>別表7【各減災対策検討会の対象河川】</p> <p>○利根川上流域 思川及びその支川、与良川、巴波川及びその支川、江川、蓮花川、西仁連川</p> <p>○渡良瀬川流域 三杉川、秋山川及びその支川、菊沢川、菊沢川放水路、歳川、姥川、矢場川、旗川及びその支川、袋川及びその支川、蓮台寺川及びその支川、松田川及びその支川、小俣川、清水川、渡良瀬川及びその支川</p> <p>○鬼怒川・小貝川上流域 田川及びその支川、江川及びその支川、江川放水路、西鬼怒川、松川、清水川、鬼怒川及びその支川、小貝川及びその支川、五行川及びその支川</p> <p>○久慈川・那珂川流域 押川及びその支川、逆川及びその支川、八反田川、木須川及びその支川、解石川、荒川及びその支川、空沢川、清水川、大沢川、中山川、富山川及びその支川、城間川、武茂川及びその支川、谷田川、権津川、小口川、箒川及びその支川、那珂川及びその支川</p>	<p>別表6【各流域部会の対象河川】</p> <p>○利根川上流域 思川及びその支川、与良川、巴波川及びその支川、江川、蓮花川、西仁連川</p> <p>○渡良瀬川流域 三杉川、秋山川及びその支川、菊沢川、菊沢川放水路、歳川、姥川、矢場川、旗川及びその支川、袋川及びその支川、蓮台寺川及びその支川、松田川及びその支川、小俣川、清水川、渡良瀬川及びその支川</p> <p>○鬼怒川・小貝川上流域 田川及びその支川、江川及びその支川、江川放水路、西鬼怒川、松川、清水川、鬼怒川及びその支川、小貝川及びその支川、五行川及びその支川</p> <p>○久慈川・那珂川流域 押川及びその支川、逆川及びその支川、八反田川、木須川及びその支川、解石川、荒川及びその支川、空沢川、清水川、大沢川、中山川、富山川及びその支川、城間川、武茂川及びその支川、谷田川、権津川、小口川、箒川及びその支川、那珂川及びその支川</p>	<p>(変更)</p>																																								
<p>別表8【減災対策検討会構成員】</p> <p>○利根川上流域</p> <table border="0"> <tr> <td>宇都宮市 行政経営部 危機管理課長</td> <td>栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐</td> </tr> <tr> <td>栃木市 総合政策部 危機管理課長</td> <td>栃木県 県土整備部 河川課長補佐</td> </tr> <tr> <td>佐野市 行政経営部 危機管理課長</td> <td>栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐</td> </tr> <tr> <td>鹿沼市 総合政策部 危機管理課長</td> <td>栃木県 宇都宮土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>日光市 企画総務部 総務課長</td> <td>栃木県 鹿沼土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>小山市 消防本部 危機管理課長</td> <td>栃木県 日光土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>下野市 市民生活部 安全安心課長</td> <td>栃木県 栃木土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>上三川町 総務課長</td> <td>栃木県 安足土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>壬生町 総務部 総務課長</td> <td>気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官</td> </tr> <tr> <td>野木町 総合政策部 総務課長</td> <td></td> </tr> </table>	宇都宮市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐	栃木市 総合政策部 危機管理課長	栃木県 県土整備部 河川課長補佐	佐野市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐	鹿沼市 総合政策部 危機管理課長	栃木県 宇都宮土木事務所 次長	日光市 企画総務部 総務課長	栃木県 鹿沼土木事務所 次長	小山市 消防本部 危機管理課長	栃木県 日光土木事務所 次長	下野市 市民生活部 安全安心課長	栃木県 栃木土木事務所 次長	上三川町 総務課長	栃木県 安足土木事務所 次長	壬生町 総務部 総務課長	気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官	野木町 総合政策部 総務課長		<p>別表7【流域部会構成員】</p> <p>○利根川上流域</p> <table border="0"> <tr> <td>宇都宮市 行政経営部 危機管理課長</td> <td>栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐</td> </tr> <tr> <td>栃木市 総務部 危機管理課長</td> <td>栃木県 県土整備部 河川課長補佐</td> </tr> <tr> <td>佐野市 行政経営部 危機管理課長</td> <td>栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐</td> </tr> <tr> <td>鹿沼市 総務部 危機管理課長</td> <td>栃木県 宇都宮土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>日光市 企画総務部 総務課長</td> <td>栃木県 鹿沼土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>小山市 消防本部 危機管理課長</td> <td>栃木県 日光土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>下野市 市民生活部 安全安心課長</td> <td>栃木県 栃木土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>上三川町 総務課長</td> <td>栃木県 安足土木事務所 次長</td> </tr> <tr> <td>壬生町 総務部 総務課長</td> <td>気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官</td> </tr> <tr> <td>野木町 総合政策部 総務課長</td> <td></td> </tr> </table>	宇都宮市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐	栃木市 総務部 危機管理課長	栃木県 県土整備部 河川課長補佐	佐野市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐	鹿沼市 総務部 危機管理課長	栃木県 宇都宮土木事務所 次長	日光市 企画総務部 総務課長	栃木県 鹿沼土木事務所 次長	小山市 消防本部 危機管理課長	栃木県 日光土木事務所 次長	下野市 市民生活部 安全安心課長	栃木県 栃木土木事務所 次長	上三川町 総務課長	栃木県 安足土木事務所 次長	壬生町 総務部 総務課長	気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官	野木町 総合政策部 総務課長		<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
宇都宮市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐																																									
栃木市 総合政策部 危機管理課長	栃木県 県土整備部 河川課長補佐																																									
佐野市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐																																									
鹿沼市 総合政策部 危機管理課長	栃木県 宇都宮土木事務所 次長																																									
日光市 企画総務部 総務課長	栃木県 鹿沼土木事務所 次長																																									
小山市 消防本部 危機管理課長	栃木県 日光土木事務所 次長																																									
下野市 市民生活部 安全安心課長	栃木県 栃木土木事務所 次長																																									
上三川町 総務課長	栃木県 安足土木事務所 次長																																									
壬生町 総務部 総務課長	気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官																																									
野木町 総合政策部 総務課長																																										
宇都宮市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐																																									
栃木市 総務部 危機管理課長	栃木県 県土整備部 河川課長補佐																																									
佐野市 行政経営部 危機管理課長	栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐																																									
鹿沼市 総務部 危機管理課長	栃木県 宇都宮土木事務所 次長																																									
日光市 企画総務部 総務課長	栃木県 鹿沼土木事務所 次長																																									
小山市 消防本部 危機管理課長	栃木県 日光土木事務所 次長																																									
下野市 市民生活部 安全安心課長	栃木県 栃木土木事務所 次長																																									
上三川町 総務課長	栃木県 安足土木事務所 次長																																									
壬生町 総務部 総務課長	気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官																																									
野木町 総合政策部 総務課長																																										

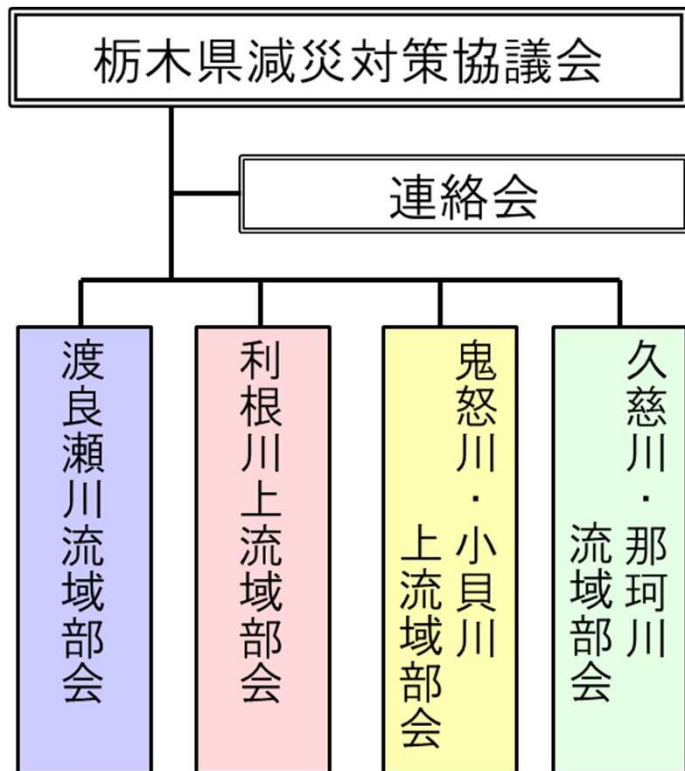
栃木県減災対策協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p>○渡良瀬川流域</p> <p>足利市 総務部 危機管理課長 栃木市 総合政策部 危機管理課長 佐野市 行政経営部 危機管理課長 日光市 企画総務部 総務課長</p> <p>栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 日光土木事務所 次長 栃木県 栃木土木事務所 次長 栃木県 安足土木事務所 次長 気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官</p>	<p>○渡良瀬川流域</p> <p>足利市 総務部 危機管理課長 栃木市 総務部 危機管理課長 佐野市 行政経営部 危機管理課長 日光市 企画総務部 総務課長</p> <p>栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 日光土木事務所 次長 栃木県 栃木土木事務所 次長 栃木県 安足土木事務所 次長 気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官</p>	<p>(変更)</p>
<p>○鬼怒川・小貝川上流域</p> <p>宇都宮市 行政経営部 危機管理課長 日光市 企画総務部 総務課長 小山市 消防本部 危機管理課長 真岡市 市民生活部 くらし安全課長 さくら市 総合政策部 総務課長 那須烏山市 総務課長 下野市 市民生活部 安全安心課長 上三川町 総務課長 益子町 総務部 総務課長 市貝町 総務課長 芳賀町 総務企画部 総務課長 塩谷町 総務課長 高根沢町 地域安全課長</p> <p>栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 宇都宮土木事務所 次長 栃木県 日光土木事務所 次長 栃木県 真岡土木事務所 次長 栃木県 栃木土木事務所 次長 栃木県 矢板土木事務所 次長 栃木県 烏山土木事務所 次長 気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官</p>	<p>○鬼怒川・小貝川上流域</p> <p>宇都宮市 行政経営部 危機管理課長 日光市 企画総務部 総務課長 小山市 消防本部 危機管理課長 真岡市 市民生活部 市民生活課長 さくら市 総合政策部 総務課長 那須烏山市 総務課長 下野市 市民生活部 安全安心課長 上三川町 総務課長 益子町 総務部 総務課長 市貝町 総務課長 芳賀町 総務企画部 総務課長 塩谷町 総務課長 高根沢町 地域安全課長</p> <p>栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 宇都宮土木事務所 次長 栃木県 日光土木事務所 次長 栃木県 真岡土木事務所 次長 栃木県 栃木土木事務所 次長 栃木県 矢板土木事務所 次長 栃木県 烏山土木事務所 次長 気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官</p>	<p>(変更)</p>
<p>○久慈川・那珂川流域</p> <p>大田原市 総合政策部 危機管理課長 矢板市 市民生活部 危機管理監 那須塩原市 総務部 総務課長 さくら市 総合政策部 総務課長 那須烏山市 総務課長 茂木町 総務課長 市貝町 総務課長 塩谷町 総務課長 那須町 総務課長 那珂川町 総務課長</p> <p>栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 真岡土木事務所 次長 栃木県 矢板土木事務所 次長 栃木県 大田原土木事務所 次長 栃木県 烏山土木事務所 次長 気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官</p>	<p>○久慈川・那珂川流域</p> <p>大田原市 総合政策部 危機管理課長 矢板市 市民生活部 危機対策班長 那須塩原市 総務部 総務課長 さくら市 総合政策部 総務課長 那須烏山市 総務課長 茂木町 総務課長 市貝町 総務課長 塩谷町 総務課長 那須町 総務課長 那珂川町 総務課長</p> <p>栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐 栃木県 県土整備部 河川課長補佐 栃木県 県土整備部 砂防水資源課長補佐 栃木県 真岡土木事務所 次長 栃木県 矢板土木事務所 次長 栃木県 大田原土木事務所 次長 栃木県 烏山土木事務所 次長 気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官</p>	<p>(変更)</p>

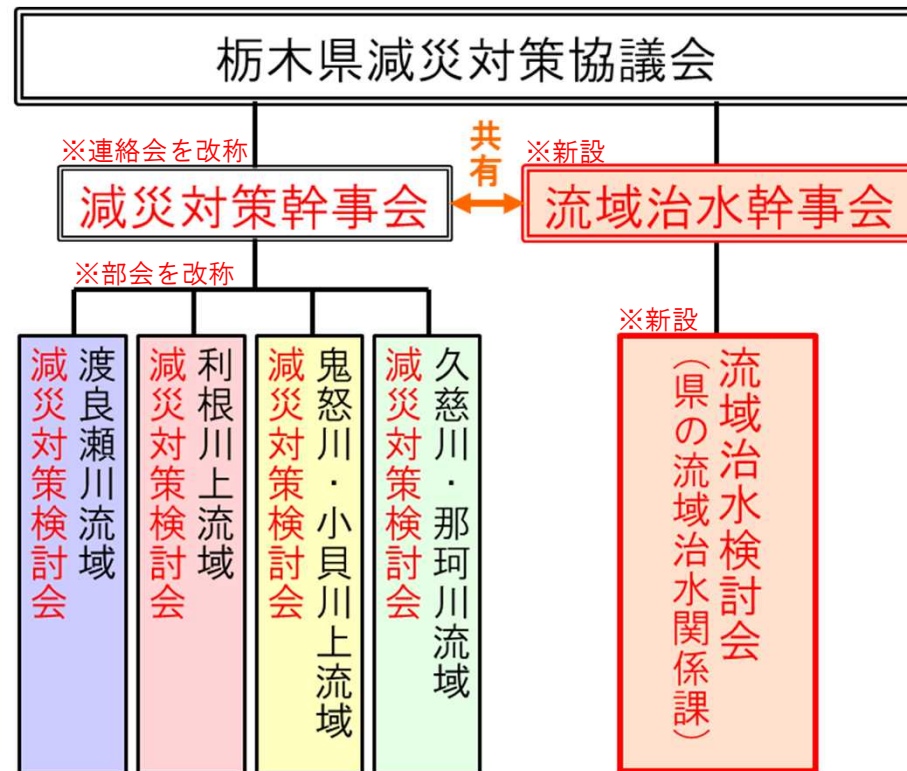
栃木県減災対策協議会の組織変更案

○ 流域治水対策に取り組むため、以下のとおり本協議会を改組する。

【現行】



【変更案】



	流域治水幹事会	流域治水検討会
構成員	<p>【県】 総合政策課・危機管理課・林業木材産業課・森林整備課・農村振興課・農地整備課・河川課・都市計画課の課長補佐、全土木事務所次長</p> <p>【市町】 建設部局の部課長等</p>	<p>【県】 流域治水関係課長補佐 (34課)</p>
お`ザ`ーバ`ー	<p>【国】 利根川上流河川事務所、渡良瀬川河川事務所、下館河川事務所、常陸河川国道事務所、日光砂防事務所、鬼怒川ダム統合管理事務所、思川開発建設所</p>	—

栃木県における流域治水に係る取組について

令和3年5月26日

栃木県河川課

背景

近年、栃木県内各地で自然災害が頻発

令和元年10月東日本台風

① 利根川水系永野川



② 那珂川水系荒川(塩谷)



③ 利根川水系思川



④ 利根川水系秋山川



⑤ 利根川水系黒川



⑥ 利根川水系田川



⑦ 利根川水系巴波川



平成27年9月関東・東北豪雨

① 利根川水系西武子川



② 利根川水系黒川



③ 利根川水系思川・豊穂川



④ 利根川水系鬼怒川



全国各地でも毎年のように自然災害が頻発

協議会の枠組み比較表

		流域治水協議会	大規模氾濫減災協議会
対象期間		河川対策については、河川整備計画対象期間	H29～R3の5か年(緊急行動計画対象期間)
協議会の位置付け		総力戦で挑む防災・減災プロジェクト	水防法第15条の19に基づく法定協議会
目的		水害の激甚化・頻発化に備えた流域全体で水害を軽減させる治水対策の計画的な推進	想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減
主な対策		戦後最大規模の洪水などの具体的な目標に対する治水対策	水害発生後の被害の軽減に向けた対策
実施方針		<ul style="list-style-type: none"> ・当該河川流域で行う流域治水の全体像の共有・検討 ・河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報の共有 ・実施している現状の減災に係る取組状況の共有 ・浸水被害軽減を実現するために実施する取組事項についての協議・共有
関係法令		—	水防法第15条の9及び第15条の10
取組事項	河川における対策	1)河川に関する対策 国や都道府県等の河川整備計画に基づき進められている河川整備やダム建設の状況等の確認・点検	①円滑かつ迅速な避難のための取組 ①—3円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 ・危機管理型ハード対策 ・河川防災ステーションの整備 等 (※ソフト対策に資する対策)
	流域における対策	2)流域に関する対策 以下の事項について、これまでの取組の状況等の共有と連携して実施する具体的な施策の検討 ①下水道に関する対策 ・雨水貯留施設、排水施設の整備、施設の耐久化等 ②流出抑制に関する対策 ・防災調整池等の雨水貯留・浸透施設の整備 ・民間事業者や住民による流出抑制対策(建物内貯留や各戸貯留等)への支援 ・自然地の保全 ③土地利用や住まい方に関する対策 ・災害危険区域の指定や、土地利用規制・誘導 ・家屋移転、宅地かさ上げ等への支援 ④浸水拡大抑制に関する対策 ・盛土構造物の保全、二線堤整備 ⑤利水ダムに関する対策 ・事前放流の実施及び洪水貯留のための放流管等の整備	③氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組 ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等の共有・連絡体制の構築 等
	ソフト対策	3)避難・水防に関する対策 情報伝達、避難計画、水防に関する事項等、大規模氾濫減災協議会における取組の状況等の確認・点検	①円滑かつ迅速な避難のための取組 ①—1情報伝達、避難計画に関する事項 ・洪水における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングの確認 等 ①—2平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表 等 ①—3円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 ・洪水予測や水位情報の提供の強化 等 ②被害軽減のための取組 ②—1水防体制に関する事項 ・重要水防箇所の確認 等 ②—2多様な主体による被害軽減対策に関する事項 ・災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 等 ④防災施設の整備等 ・重要インフラの機能確保 ⑤その他 ・災害時及び災害復旧に対する支援強化 ・災害情報の共有体制の強化

【概念イメージ】

流域治水協議会

河川における対策

流域における対策

ソフト対策

大規模氾濫減災協議会

R2.8 流域治水対策協議会設置 (国・県・市町)



令和3年3月30日 各直轄事務所単位 流域治水プロジェクト公表



【参考】利根川上流河川事務所の事例

利根川・江戸川流域治水プロジェクト【位置図】利根川上流区間

～我が国の社会経済活動の中核を担う首都圏を抱える関東平野を守る流域治水の推進～

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、1都5県にまたがり、首都を擁した関東平野を流域として抱える利根川・江戸川においても、事前防災対策を進める必要があり、以下の取り組みを実施していくことで、国管理区間においては、利根川本川の堤防が決壊し、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和22年9月カスリーン台風と同規模の洪水に対して資産の集中する首都圏中核部での越水を防止し、流域における浸水被害の軽減を図る。

■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

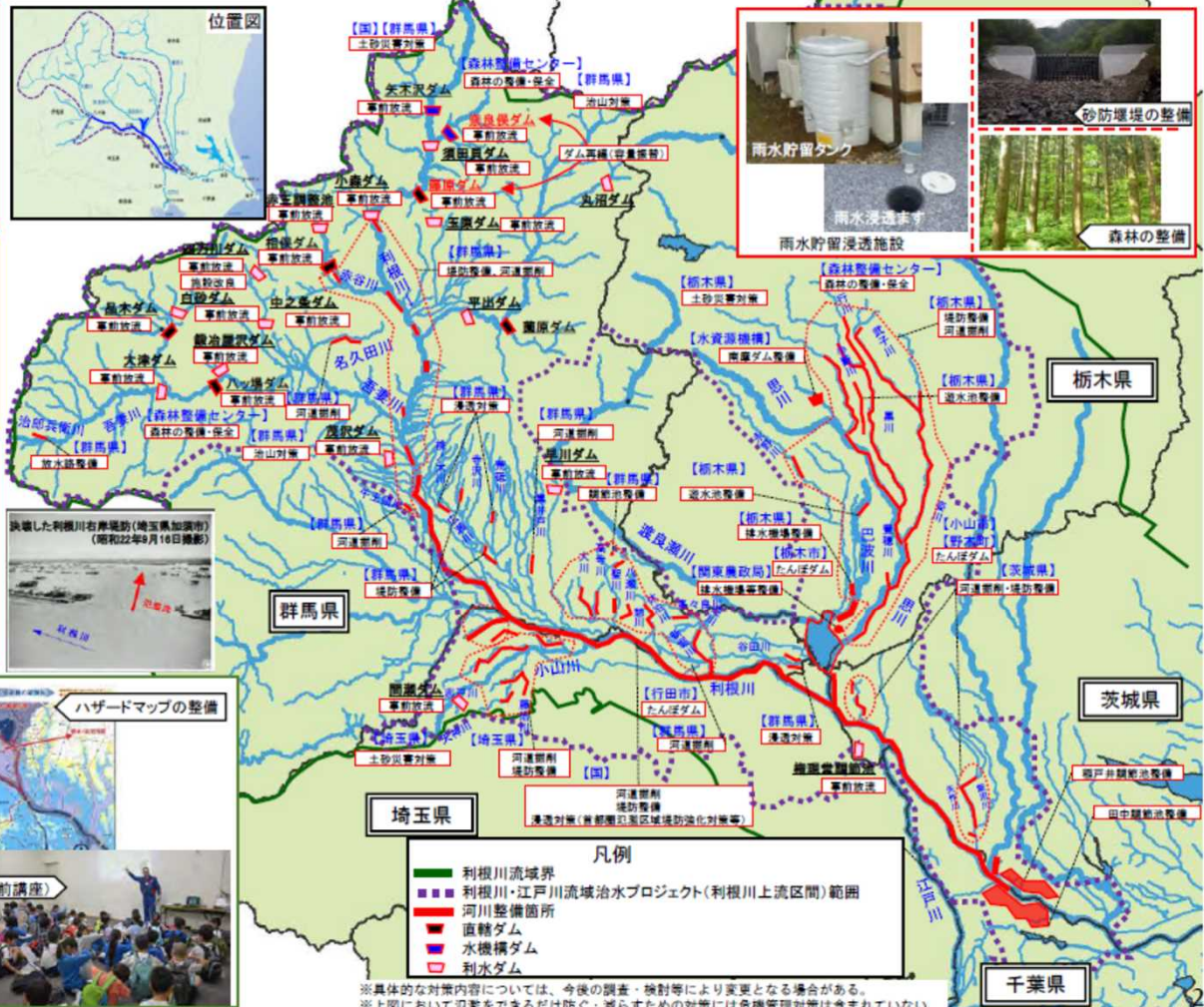
- ▶ 洪水氾濫対策(堤防整備、河道掘削、橋梁架替、調節池の整備、利水ダム等の事前放流)
- ▶ 砂防堰堤等の整備(いのちとくらしを守る土砂災害対策)
- ▶ 流出抑制対策(条例等に基づく開発行為に対する流出抑制の指導・促進、下水道における雨水幹線の整備、雨水貯留施設の整備、自然地の保全、水田貯留、森林の整備・保全、治山対策、雨水貯留浸透施設設置への助成制度、開発許可での雨水貯留浸透施設設置の義務付け)等

■ 被害対象を減少させるための対策

- ▶ 水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まいの工夫(高台避難地の整備、立地適正化計画の策定による水害リスクを考慮したまちづくり、土地利用規制、宅地開発等に関する指導要綱の制定)
- ▶ まちづくりの活用を視野にした土地の水災害リスク情報の充実
- ▶ 浸水範囲の限定・氾濫水の制御(止水板等浸水防止施設設置の助成制度)等

■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ▶ 避難体制等の強化(ハザードマップ及びまるごとまちごとハザードマップの整備促進、水害リスク空白域の解消、要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進、講習会等によるマイ・タイムライン普及促進、作成支援、地域住民や小・中学生等を対象とした防災教育の推進)等
- ▶ 情報発信の強化(プッシュ型情報配信、防災無線等を活用した情報発信の強化、危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置)等



※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。
 ※上記において氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策には危機管理対策は含まれていない。

【参考】利根川上流河川事務所の事例

利根川・江戸川流域治水プロジェクト【ロードマップ・効果】 利根川上流区間

～我が国の社会経済活動の中枢を担う首都圏を抱える関東平野を守る流域治水の推進～

- 利根川では、流域全体を俯瞰し、国、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
- 利根川本川及び支川については、堤防整備、河道掘削及び洪水調節施設の整備を実施し浸水被害の軽減を図る。
 - 【短期】堤防整備、河道掘削等を行い、国においては首都圏氾濫区域堤防強化対策Ⅰ期及び稲戸井調節池を完成させる。
 - 【中期】堤防整備、河道掘削等を引き続き推進しつつ、国においては首都圏氾濫区域堤防強化対策Ⅱ期の整備を完成させる。
 - 【中長期】堤防整備、河道掘削等を実施し、流域全体の治水安全度向上を図る。
- あわせて、流域は人口や資産が集積した首都圏である特徴を踏まえ、安全なまちづくり(立地適正化計画に基づく防災指針の検討等)や内水被害軽減対策(雨水貯留施設の新設等)等の流域における対策、浸水リスク情報の周知、ハザードマップ整備促進等のソフト対策を実施。

区分	対策内容		実施主体	工程		
				短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	洪水を安全に流す対策	堤防整備	国・県・市町	首都圏氾濫区域堤防強化対策(Ⅰ期)完了		
		河道掘削	国・県・市町	首都圏氾濫区域堤防強化対策(Ⅱ期)完了		
	利水ダム等による事前放流の実施	国・県・水資源機構等				
	農地保全・森林整備・治山対策	国・森林整備センター・県・市町村				
	内水氾濫対策	下水道施設の整備・流出抑制対策	国・県・市町村			
	砂防堰堤等の整備	いのちとくらしを守る土砂災害対策	国・県			
	被害対象を減少させるための対策	水害リスクを考慮した居住誘導区域の設定	市町村	土地利用規制、立地適正化計画の策定、実地・避難場所整備		
止水板等設置補助		市町村				
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	浸水想定区域図等による浸水リスク情報の周知	国・県・市町村	気象官理型水位計、浸水型河川監視カメラの設置、プッシュ型情報発信			
	ハザードマップ整備促進	国・県・市町村				
	要配慮者利用施設の避難確保計画作成促進	国・県・市町村	マイ・タイムラインの普及促進、避難確保計画作成の促進			

気候変動を踏まえた更なる対策を推進

※スケジュールは今後の事業進捗によって変更となる場合がある。

栃木県における流域治水に係る取組について

- 国は、今後の気候変動による水害の激甚化・頻発化の予測を踏まえ、国・県・市町等のあらゆる関係部局が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進中であり、R3.3.30には、水系毎に取組内容をまとめた「流域治水プロジェクト」を公表。
- 本県においても、国の動きに呼応し、新たに庁内関係各課及び市町からなる「流域治水」の取組体制を整備。
- 今後、県と市町が連携し、具体的な取組内容の検討に着手。

- 1) 目的
- ① 県・市町の流域治水に対する意識の醸成
 - ② 流域治水対策に係る県施策検討及び市町施策に対する支援
 - ③ 流域治水対策に係る計画策定及び推進、フォローアップ

2) 取組体制
 「栃木県減災対策協議会」の下に、「流域治水幹事会・検討会」を新設し流域治水を検討する。

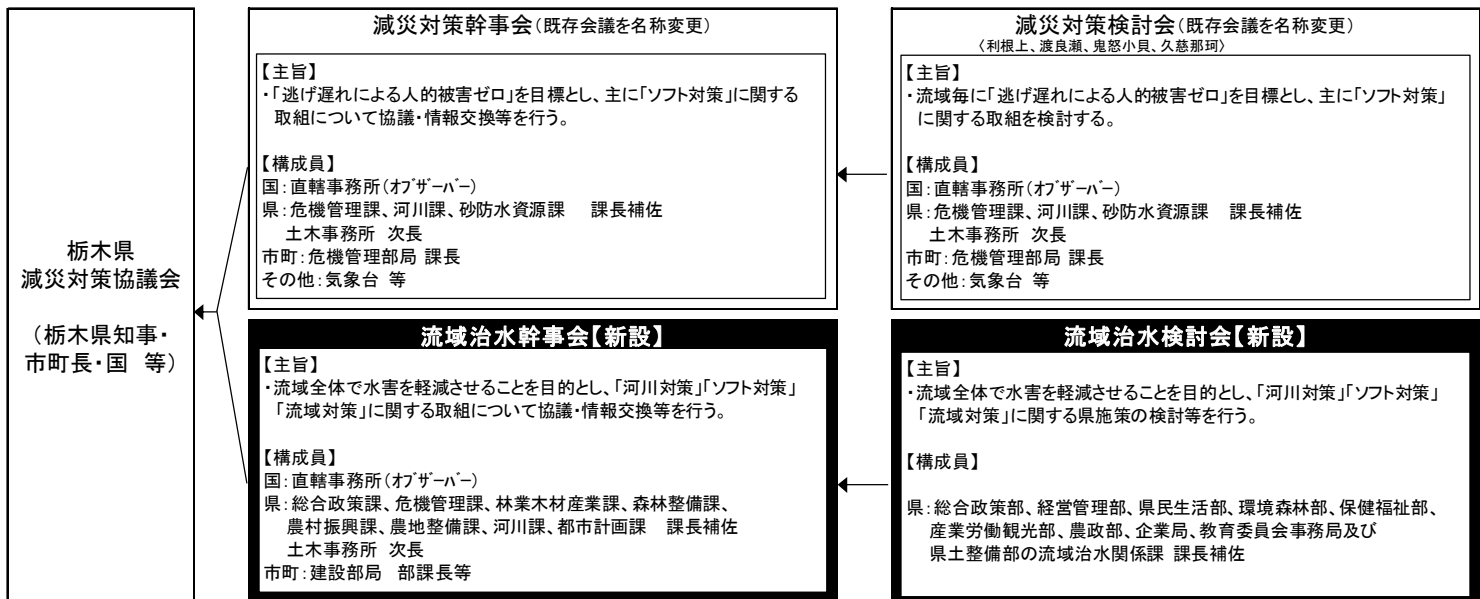
流域治水は、「河川対策」「ソフト対策」「流域対策（河川管理者以外）」を総合的に実施することで、水害を軽減させることを目的としている。
 一方、水防法に基づき組織済みの「栃木県減災対策協議会」は、「ソフト対策」を主の取組とし、「洪水からの逃げ遅れによる人的被害ゼロ」を目標とし取組を推進している。
 流域治水は、「減災対策協議会」の取組を包括するものであるが、既存組織を活用する効率化の観点とともに、「洪水からの逃げ遅れによる人的被害ゼロ」にも寄与するため「栃木県減災対策協議会」の場を活用し推進していくこととする。

○流域治水検討会庁内関係課一覧

1	総合政策部	総合政策課 ●
2		地域振興課
3	経営管理部	財政課
4		管財課
5	県民生活部	危機管理課 ●
6		消防防災課
7		気候変動対策課
8	環境森林部	林業木材産業課 ●
9		森林整備課 ●
10		保健福祉課
11		医療政策課
12	保健福祉部	高齢対策課
13		障害福祉課
14		こども政策課
15	産業労働観光部	産業政策課
16		農政課
17	農政部	農村振興課 ●
18		農地整備課 ●
19	企業局	地域整備課
20		電気課
21	教育委員会	総務課
22	事務局	施設課
23		学校安全課
24		監理課
25		技術管理課
26		交通政策課
27		道路整備課
28		道路保全課
29	県土整備部	河川課 ●
30		砂防水資源課
31		都市計画課 ●
32		都市整備課
33		建築課
34		住宅課

●：流域治水幹事会構成員

栃木県における取組体制(案)



「流域治水」の施策のイメージ

□ : 栃木県の取組に該当する項目

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 雨水貯留機能の拡大** **集水域**
[県・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用
- 流水の貯留** **河川区域**
[国・県・市・利水者]
治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用
[国・県・市]
土地利用と一体となった遊水機能の向上
- 持続可能な河道の流下能力の維持・向上**
[国・県・市]
河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備
- 氾濫水を減らす** **河川区域**
[国・県]
「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

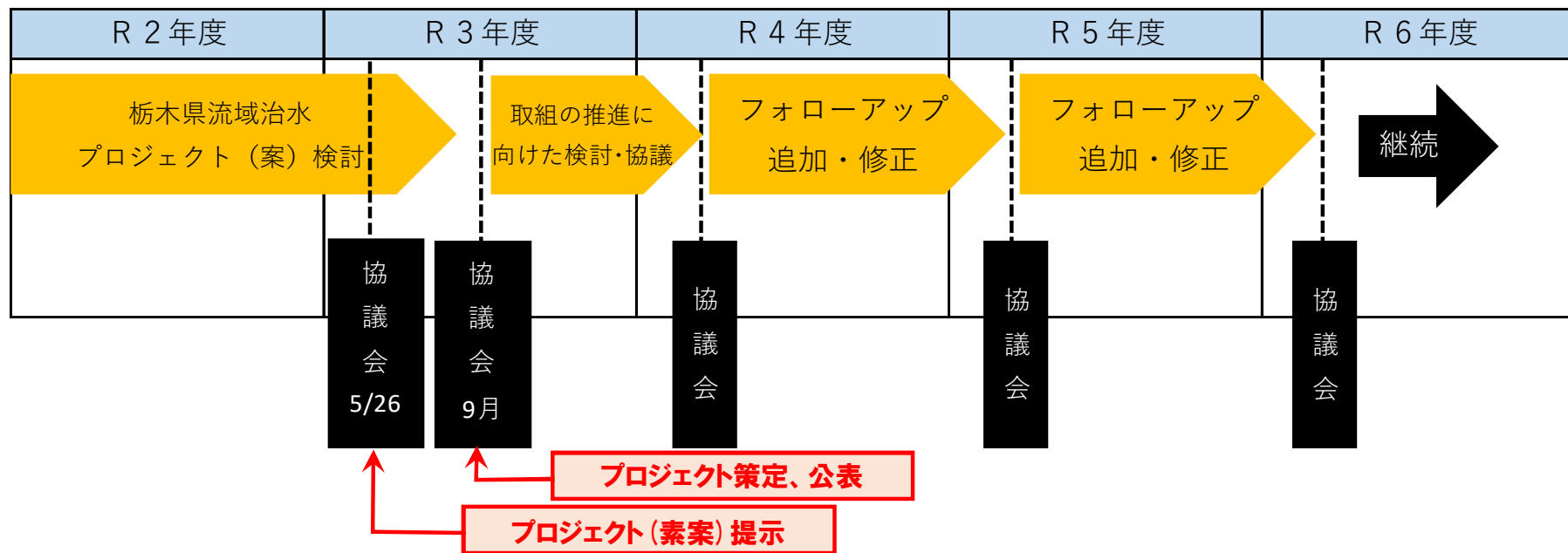
- リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫** **氾濫域**
[県・市、企業、住民]
土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討
- 浸水範囲を減らす** **氾濫域**
[国・県・市]
二線堤の整備、自然堤防の保全

③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- 土地のリスク情報の充実** **氾濫域**
[国・県]
水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信
- 避難体制を強化する**
[国・県・市]
長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握
- 経済被害の最小化**
[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定
- 住まい方の工夫**
[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進
- 被災自治体の支援体制充実**
[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化
- 氾濫水を早く排除する**
[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化



取組スケジュール



【当面のスケジュール】

- R3.1.25 第1回 流域治水検討会〈準備会〉 ⇒ 流域治水概要説明
- R3.3.24 第2回 流域治水検討会〈準備会〉 ⇒ 取組体制・規約改正案説明
- R3.4.12 国及び市町等への取組体制・規約改正案等説明
- R3.4.23 連絡会 ⇒ 取組体制・規約改正案説明
- R3.5.26 減災対策協議会 ⇒ 取組体制説明、規約改正、プロジェクト（素案）提示
- R3.6月～ 流域治水検討会及び幹事会を開催し、プロジェクト（案）の検討・協議
- R3.9月 「栃木県流域治水プロジェクト」策定、公表